

パブリックコメントの意見と市の考え方

1	案件名	地域コミュニティ交通導入ガイドライン(案)に対する意見募集
2	意見提出期間	令和6年(2024年)4月1日(月曜日)～令和6年(2024年)5月2日(木曜日)
3	募集方法	吹田市広報4月号、吹田市ホームページでの案内を事前に行いました。
4	公表方法	吹田市総合防災センター7階 総務交通室前、市民自治推進室(低層棟2階)に閲覧用の資料を備え付けるほか、市ホームページで地域コミュニティ交通導入ガイドライン(案)を公表しました。
5	受付方法	意見は、所管課(総務交通室)窓口への直接持参、郵送、ファックス、電子申込システム、電子メールで受け付けました。
6	意見提出件数	1件

7 地域コミュニティ交通の導入ガイドライン(案)に対する提出意見と市の考え方

No	質疑者	意見	本市の考え方
1	住民	P2 本市の考え方 12行目 「行いますが、～行わないものとします。」を「行います。」に改め以下を削除する。 理由:市民の交通権は他のサービスを受けるための基盤となるもので、これが実現しなければ他の施策も実現しない。今後出てくる形態は多様なものが考えられ、ケースバイケースで市の支援の在り方を考えていくべきです。それを原案の形で制限することは多様な市民要求の実現を阻むものとなってしまう恐れが非常に強い。	地域コミュニティ交通は、市が提供するサービスではなく、地域の方が生み出し運行していくサービスになります。そのため、導入する(した)サービスを維持するために、どんな取組が必要なのか地域の方が考えて行動していくことが必要不可欠です。本市はまとまった交通空白地域(不便地域)を解消し、地域住民の移動手段を将来にわたり維持・提供しつづけるため、すいすいバスの運行について財政支援を行っていますが、限られた財源の中で新たなサービスへの支援は厳しい現状です。そのため本市としては、現時点ではランニングコストへの支援は考えておりません。なお、公共交通を取り巻く環境は、交通分野における最先端技術の活用やシェアリングサービスも踏まえ、今後大きく変化することが想定されます。当該、ガイドラインは、変化する公共交通の実状を考慮し今後とも発展的に改訂していくものと考えております。